

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 12 月 20 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p> <p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 <u>会社法第 199 条第 2 項又は第 238 条第 1 項</u>に規定する募集事項</p> <p>3～15 ( 現行どおり )</p> <p>16 発行者における<u>株主又は新株予約権者の管理</u>に関する事項</p> <p>17～21 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。</p>	<p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p> <p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 会社法第 199 条第 2 項に規定する募集事項</p> <p>3～15 ( 省 略 )</p> <p>16 発行者における<u>株主管理</u>に関する事項</p> <p>17～21 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p>